

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和元年9月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900026 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900030 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 27 年 12 月 7 日から平成 28 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、平成 27 年 12 月から平成 28 年 8 月までの標準報酬月額を、24 万円から 34 万円にすることが必要である。

平成 27 年 12 月から平成 28 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 12 月から平成 28 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 12 月 7 日から平成 28 年 9 月 1 日まで

私が A 社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額は、所持している給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い額の届出となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者が提出した給与支給明細書、労働条件通知書及び事業主が提出した賃金台帳等（以下「給与等関係資料」という。）から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 27 年 12 月 7 日から平成 28 年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与等関係資料により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、34 万円とすることが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は請求期間当時の事務担当者は退職しており詳細は不明である旨を回答しているが、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録の標準報酬月額に見合う額として当該届書が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900036 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900031 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社（現在は、C 社）における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 9 年 4 月 1 日から平成 12 年 12 月 1 日まで
② 平成 12 年 12 月 1 日から同年 12 月 11 日まで
③ 平成 12 年 12 月 11 日から平成 13 年 1 月 1 日まで

請求期間①及び②については、ねんきん定期便の厚生年金保険の月別状況に記載された保険料納付額と、給与支給明細書に記載された厚生年金保険料控除額が相違しているため、給与支給明細書に記載された保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。請求期間③については、平成 12 年 12 月末日まで勤務したと思うので、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 13 年 1 月 1 日に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成 9 年 11 月 1 日から平成 12 年 12 月 1 日までの期間について、請求者が提出した給与支給明細書等から判断すると、当該期間において、事業主が源泉控除していたと確認又は推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる

厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち、平成9年11月1日から平成12年12月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書等により、請求者の給与から事業主が源泉控除していたと確認又は推認できる厚生年金保険料額又は報酬月額の見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又はこれより低額であることが確認又は推認されることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらない。

一方、請求期間①のうち、平成9年4月1日から同年11月1日までの期間については、D企業年金基金から提出された請求者に係る「台帳照会」に記載された請求期間①に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

また、請求者は、平成9年4月1日から同年11月1日までの期間に係る給与支給明細書等を所持しておらず、C社は、「当時の資料が無く詳細は不明である。」旨を回答しており、請求者の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

2 請求期間②について、上記「台帳照会」及びE健康保険組合から提出された請求者に係る「被保険者・被扶養者台帳」に記載された請求期間②に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

また、C社の回答から、給与は毎月10日締め、25日支給であり、保険料は翌月控除であったと確認できるところ、同社は、「当時の資料が無く詳細は不明である。」旨を回答している上、請求者は、平成13年1月分の給与支給明細書等を所持しておらず、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料控除額を確認することができない。

3 このほか、請求期間①のうち、平成9年4月1日から同年11月1日までの期間及び請求期間②について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求期間①及び②に対応した請求者が主張する報酬月額に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

4 請求期間③について、雇用保険の被保険者記録から、請求者は、A社において平成9年4月1日に雇用され、平成12年12月10日に離職していることが確認できる。

また、上記「台帳照会」及び「被保険者・被扶養者台帳」には、それぞれ喪失年月日は平成12年12月11日と記載されており、これらの記録はオンライン記録と一致している上、雇用保険の離職年月日とも符合している。

さらに、C社は、「請求者の退職年月日は平成12年12月10日である。」と回答しており、請求者の請求期間③に係る勤務実態を確認することができない。

加えて、請求者は、請求期間③において国民年金に加入しており、当該期間の国民年金保険料を納付している。

このほか、請求者の請求期間③に係る勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。